

1 訪問調査

(問 10 - 1) 開始時の訪問調査及び定期訪問の時期と方法

保護開始決定時の訪問調査の実施時期と方法及び留意点を示されたい。また、定期訪問の実施時期と方法及び留意点についても、示されたい。

1 申請時の訪問

保護の開始の申請があった場合は、申請書等を受理した日以降、できるだけ速やかに調査を行う。少なくとも保護決定を行う法定期間内（14日間）には、所員による訪問により、実地に調査を行うこと。

(1) 訪問調査の前に行うこと

地区担当員は、査察指導員から保護申請書及び関係書類を受領したときは、その内容について十分検討を行い、調査の方法についても法定期限内に処理できるよう計画を立てる。

調査内容及び方法等については、面接記録票を充分吟味し、場合によっては、面接担当者から面接時の様子等を確認する。また、査察指導員から申請者の困窮の急迫度等についての助言を受ける。

(2) 訪問調査に際して

立入り調査票を携帯し、申請者から求めがあった場合は、提示すること。

生計中心者のみならず可能な限り全世帯員に面接し、下記調査の範囲に基づいて事実の確認と資料の収集に努めること。稼働状況、収入状況及び資産等の状況については、申請時に資産申告書及び収入申告書の提出がなされていた場合は、それらの内容を確認すること。保護の要否及び程度を決定するためには、稼働状況、収入状況及び資産状況が十分把握されなければならないので、特に留意すること。

また、生活保護制度についても十分説明を行うこと。

< 調査の範囲 >

- ・ 申請に至る経緯
- ・ 生活歴
- ・ 世帯員の状況
- ・ 健康状態
- ・ 稼働及び収入状況
- ・ 住居の状況
- ・ 扶養義務者の状況
- ・ 資産等の状況

2 定期訪問

原則として、少なくとも1年に2回以上家庭内面接を実施すること。

(1) 訪問計画の策定

地区担当員は、査察指導員の助言・指導の下に世帯の状況等を勘案したうえで、訪問計画を策定すること。

被保護世帯が抱える自立助長を阻む要因を把握するために年間どの程度の訪問が必要か、また、阻害要因の解消に向けて年間どの程度の訪問が必要か、について検討し、その目的達成のための総合的な判断をしたうえで訪問格付けを行うこと。

(2) 訪問調査に際して

自立助長に資するため及び保護の要否及び程度の決定を確実なものとするために、訪問調査を実施することから、訪問目的を明確にして実施すること。場合によっては、事前に査察指導員から助言・指導を受けて、訪問目的を再確認すること。

3 臨時訪問

保護の実施上、臨時に訪問を行い調査確認及びその他指導を行う事項が生じた場合には、臨時訪問を行うこと。（処遇上の目的実現のための訪問は問10-2参照のこと）

なお、緊急を要する事案において、真にやむをえない事情から、訪問による調査等を速やかに実施できない場合には、所員による訪問以外の方法により世帯の状況等の把握を行うことも検討すること。

【所員による訪問以外の方法】

①民生委員による訪問、②医療ケースワーカーや施設職員等からの状況把握（入院・入所の場合）、③関係機関職員（保健師、児童福祉司等）による訪問、④他の福祉事務所職員の協力による訪問（要保護者の所在地が他管内の場合）

※上記はいずれも、あくまで緊急を要する場合の困窮状況等の把握を目的とした臨時的な手段であり、所員の訪問調査に代替するものではない。（なお、所員以外の者は生活保護法上の調査権限を有していないことに注意する。）

(問 10 - 2) 処遇上の目的実現のための訪問の方法

処遇上の目的実現のための訪問は、どのように行われるべきかについて、示されたい。

地区担当員は、査察指導員の助言・指導の下に世帯の状況等を勘案したうえで、訪問格付けを行い、訪問計画を策定し、定期的に訪問調査を実施する必要がある。

その際、処遇方針（支援方針）に沿った指導・援助がなされるために、訪問目的を確認したうえで、訪問調査を実施することになる。

また、処遇方針に沿った援助がどの程度進行しているのか、訪問により把握していくことになる。

格付けに基づく定期訪問で、これらのことを実施していくことになるが、定期訪問では、世帯の状況から見て、実態把握が十分でない場合や世帯に新たな課題が発生した時、また、定期訪問では十分な指導が出来ない時は、臨時訪問を行うこととなる。

<臨時訪問の目安>

- ・世帯に変動があった場合
- ・申請により保護の変更を行う場合
- ・保護が停止されている場合
- ・指導、調査上必要な場合
- ・助言を必要とする場合
- ・処遇方針（支援方針）から見て必要と考えられる場合
- ・家屋補修等に要する経費を認定した場合等
- ・生業扶助により就労助成を行った場合

(問 10-3) 入院入所ケースの訪問の時期と方法

入院入所ケースの訪問の時期と方法及び留意点について示されたい。

1 入院患者等

原則として、少なくとも1年に1回以上訪問し、被保護者及び主治医等に面接し、その病状等を確認すること。

(1) 訪問計画の策定

地区担当員は、査察指導員の助言・指導の下に病状及び状況等を勘案したうえで、訪問計画を策定すること。

病院等の所在地が遠方の場合、福祉事務所の状況等を考慮し、福祉事務所全体の訪問計画の中で調整することは可能である。

金銭管理能力がないため医療機関等の長又はこれらに準ずる者に金銭の管理を委ねている被保護者で累積金等の調査が必要なケースについては、遠方等の理由で1年に1回以上の訪問計画が立てられない場合、文書による照会をどの時期に実施するか検討すること。

(2) 訪問調査に際して

訪問前に、医療要否意見書等の内容等を確認し、必要であれば嘱託医の意見を参考にしたうえで、主治医等の面接に臨むのが効果的である。

特に、転退院を病院等から求められている場合については、事前に福祉事務所内で今後の処遇及び活用できる他法他施策を検討しておくことが肝要である。

なお、金銭管理能力がないため医療機関等の長又はこれらに準ずる者に金銭の管理を委ねている被保護者の累積金等は確実に把握すること。

2 保護施設若しくは介護保険施設の入所者及び保護施設通所事業を利用している者

原則として、1年に1回以上訪問すること。

(1) 訪問計画の策定

地区担当員は、査察指導員の助言・指導の下に施設からの情報及び入所時の状況等を勘案したうえで、訪問計画を策定すること。

施設等の所在地が遠方の場合、福祉事務所の状況等を考慮し、福祉事務所全体の訪問計画の中で調整することは可能である。

金銭管理能力がないため施設の長等又はこれらに準ずる者に金銭の管理を委ねている被保護者で累積金等の調査が必要なケースについては、遠方等の理由で1年に1回以上の訪問計画が立てられない場合は、文書による照会をどの時期に実施するか検討すること。

なお、保護施設若しくは保護施設通所事業を利用している者については、可能な限り地域生活に移行できるよう支援を行うため、施設等と訪問の時期を調整することが

望ましい。

(2) 訪問調査に際して

保護施設若しくは保護施設通所事業を利用している者については、地域生活移行が、どの程度可能か、施設長又は直接処遇職員等と面接を行うこと。

なお、金銭管理能力がないため施設の長又はこれらに準ずる者に金銭の管理を委ねている被保護者の累積金等は確実に把握すること。

2 関係機関調査

(問 10 - 4) 預貯金の状況についての調査

保護開始時の預貯金の状況について、調査を行う上での留意点を示されたい。

預貯金の状況については、資産申告書に基づいて、対象者からその状況を聞き取るとともに、預金通帳等の提示を求める。

年金・手当等の受給者については、それらが振り込まれている通帳、その他の者については公共料金の振替、給与の振込等がされている通帳の提示を求め、残高を確認するとともに、過去1年間程度の入出金の状況を確認する（通帳については後日、持参してもらうなどして、できる限り写しをとって確認する）。

入出金の状況には、一般的にその世帯の暮らしぶりが顕著に現れることから、その状況を注意深く検討する必要がある。高額の金銭の出入りについてはその理由を明らかにするように求めること。

通帳に公共料金等の振替記録が無いときは、支払い方法を聞いて領収書を確認する。確認できないときは他に預金口座がある可能性も考えられるので、同意書を徴して金融機関に調査照会する。

照会の範囲は、対象者の生活圏に存する郵政公社、銀行、信用金庫、農業・漁業協同組合などである。なお、対象者が管外から転居してきて新規に申請に及んだ場合は、それまで居住していた地域の金融機関等に対して調査を行う。

また、照会の時期は申請受理後できるだけ早い時期に行うことが望ましい。

（手数料の取り扱いは、生活保護通信1号及び3号参照）

(問10-5) 生命保険等の調査

- 1 保護開始時の生命保険等の状況について、調査を行う上での留意点を示されたい。
- 2 生命保険等の「等」にはどのようなものが考えられるか。

- 1 近年は生命保険への加入が一般化しており、加入している世帯も多い。被保護世帯であっても、家族がいる場合、会社勤めをしていた場合、保険の外交員をしていた場合などは保険に加入していることが多いと推測されるため、以下に留意して調査を行う。

まず、対象者からの資産申告書をもとに生命保険の加入状況について聞き取り調査を行うことを原則とする。

生命保険に加入している者については保険証書の提示を求め、内容（保険の種類・会社名・保険契約者・被保険者・受取人・保険金額・特約の有無・契約年月日・満期日・記号番号・解約返戻金額等）を確認する。（この際、できるだけ写しをとる）。その上で保有容認の可否等を検討する。

預金通帳に生命保険料の振替が記録されている場合は必ずその内容を確認する。自営業や給与所得者の場合、確定申告書や給与明細書に生命保険料が控除されていることが多いが、その場合も内容を明らかにしておく。

なお、次のような場合には、同意書を徴して保険会社に調査照会を行う。

上記の聞き取り調査等により生命保険の加入が判明したが証書の提示がなくその内容が明らかにならない場合。証書だけでは解約返戻金の額等が明らかでない場合。生活歴、職歴から、生命保険加入の可能性が高いと判断されるのに申告がされない場合。

調査の範囲及び時期については、金融機関調査に準じて行う

以上により調査・検討した結果、解約返戻金が少額なために加入の継続を認めた場合は、開始時の解約返戻金相当額について法第63条による返還義務を対象者に十分説明しておくとともに、文書により通知しておくことが望ましい。

- 2 生命保険以外でも資力性のあるもの（たとえば損害保険、共済保険等）については、開始時又は開始後に加入状況を確認したうえで、約款により給付内容を確認しておく。同時に、給付があった場合の申告義務とその取扱いについて説明しておく。

（なお、調査照会先については参考資料3を参照）

(問10-6) 29条調査の意義と実施方法

29条調査を行うことの意義と、具体的な実施方法を示されたい。

1 29条調査の意義

法第29条による調査は、保護の申請があった者に対する要件調査及び被保護者の保護の程度の決定の一環として職権により行われるものである。それは福祉事務所長が調査を行うことができる根拠として規定されているものであり、調査の相手方に対する回答の義務規定ではないとされている。

その調査の内容は「要保護者（中略）の資産及び収入の状況につき」と限定的に定められている。また、調査先については、「官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、（中略）雇主その他の関係人」とされている。

この資産及び収入の調査は、基本的には申請者及び被保護者から申告させることにより行われるべきものであり、この方法を省略していきなり29条調査を行うものではない。つまり、保護の申請者等が資産及び収入について挙証できない状況にあるとき、補完的に行うものと言える。

厚生労働省が示した通知（昭和56年11月7日付 社保第123号「生活保護の適正実施について」平成12年3月31日付 最終改正）においても、収入及び資産について申請者等から申告を行わせるとともに挙証資料の提出を求め、関係先調査照会に同意する旨を記入させることや訪問調査等により事実の的確な把握に努める、とされていることに留意しなければならない。これは、被保護者の収入や資産の取得状況を調査する際も同様である。

2 実施方法

(1) 保護の申請時

保護の申請者からは、その要件を確認するために資産に関する申告書（資産申告書）、就労及び年金等の収入申告書を提出させ、併せてその内容を挙証する資料の提出を求める。つまり、預金通帳、生命保険証書、土地家屋の登記簿謄本、自動車の車検証、年金証書、給与明細書等である。この資料の提出ができないとき及び提出がなく資産等の保有が推定されるときに29条調査を行うこととなる。また、他法他施策活用の観点から、年金等の受給権を確認するために社会保険庁に対して29条調査を行う。

(2) 保護受給中

被保護者の就労・非稼働収入及び資産の取得に関わる調査も、本人からの申告により行うことが基本である。特に、臨時的な収入については、福祉事務所は把握しにくく被保護者は申告を失念がちなので、申告義務について周知しておく必要がある。

資産及び収入があるにもかかわらず申告をしない場合、法第27条による指導指示を行うこととなるが、福祉事務所による職権調査を以て容易に把握しうる事項については、いたずらに文書指示の対象とすべきではない。職権調査によっても明らかにな

らず、被保護者も申告を行わない場合、指導指示を行う。

(3) 同意書について

29条調査の前提として、要（被）保護者（保護の申請者を含む）からそれぞれ同意書を徴することになるが、この同意書の性格は、要（被）保護者が福祉事務所が行う29条調査に同意するか否かというよりは、むしろ、金融機関等が実施機関からの当該調査に応じることに対し、預金者等である個々の被（要）保護者が同意をしている旨を明らかにするために添付する必要があるものということができる。したがって、保護申請時に一律に徴するものではなく、調査を必要とするときに徴すれば足りる。

また、同意書の提出は、世帯単位ではなく世帯の構成員が個々に記載し提出するものである。（昭和59年5月26日付59福福保第220号福祉局福祉部保護課長通知「生活保護法施行規則の一部改正の運用について」参照）

(問 10－7) 就労状況及び収入に関する調査

就労収入調査の具体的方法と留意点を示されたい。

就労収入及び非稼働収入の調査把握は、保護継続の検討、程度の決定に欠かせないものである。これらの収入は、被保護者から収入申告書を徴することを基本とし、就労収入については給与明細書、日計表（日雇い収入）等を、年金や公の給付金収入については給付決定通知や振込み通知、援助金については年1回程度扶養届を併せて提出させ、内容を精査した上で収入認定事務を行う。

就労収入については、最近では収入申告書と給与明細書を提出させることが一般的である。かつては細則様式に定める給与証明書（収入申告書併用）を提出させることが一般的であった。このような変化の理由は、雇用主にみだりに生保受給者であることを明らかにすることにより被保護者の雇用上の立場を悪化させることがないようにとの配慮が浸透してきたことと、給与明細書もかつてのように市販のものを使用せず、電算処理によるものが一般的になってきており、改めて雇用主に確認するまでもなく収入額が確認できるようになったことからである。

ただし、申告された内容に疑義があるときは、雇用主に対して29条調査を行い（この場合には本人から同意書を提出させることになる）、就労先の給与台帳の写し等を求めることとなる。

そのほか、過去の収入認定の妥当性を検討するため、課税調査を行うことも必要である。